

●香川県教育委員会告示第1号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を香川県指定有形文化財に指定する。

平成24年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

名 称 及 び 員 数	所 在 地	所 有 者
本門寺中世文書	三豊市三野町下高瀬1916	本門寺
附 日達奥書		
絹本著色日蓮聖人像 狩野常信筆		